

【表紙】
【提出書類】 変更報告書No.15
【根拠条文】 法第27条の25第1項
【提出先】 関東財務局長
【氏名又は名称】 長島・大野・常松法律事務所
弁護士 酒井 竜児
【住所又は本店所在地】 東京都千代田区丸の内二丁目7番2号 JPタワー
【報告義務発生日】 平成30年1月19日
【提出日】 平成30年1月22日
【提出者及び共同保有者の総数(名)】 1
【提出形態】 その他
【変更報告書提出事由】 保有目的の変更

第1【発行者に関する事項】

発行者の名称	日本ペイントホールディングス株式会社
証券コード	4612
上場・店頭の別	上場
上場金融商品取引所	株式会社東京証券取引所

第2【提出者に関する事項】

1【提出者（大量保有者） / 1】

(1)【提出者の概要】

【提出者（大量保有者）】

個人・法人の別	法人（外国会社）
氏名又は名称	ニブシー・インターナショナル・リミテッド (Nipsea International Limited)
住所又は本店所在地	香港、ニューテリトリーズ、セン湾区、Ukロード ヤン 8、ニナタワー、第2 タワー、32階、3203及び3204室
旧氏名又は名称	-
旧住所又は本店所在地	-

【個人の場合】

生年月日	
職業	
勤務先名称	
勤務先住所	

【法人の場合】

設立年月日	平成24年8月6日
代表者氏名	チャン・ウイング・チョン (Chan Wing Cheong)
代表者役職	取締役
事業内容	投資業

【事務上の連絡先】

事務上の連絡先及び担当者名	東京都千代田区丸の内二丁目7番2号 JPタワー 長島・大野・常松法律事務所 弁護士 津久井 康太郎
電話番号	03-6889-7000

(2)【保有目的】

戦略的資本業務提携に関する発行者との合意に基づく株式の保有及び役員選任等の重要提案行為等を行うこと

(3)【重要提案行為等】

該当なし

(4) 【上記提出者の保有株券等の内訳】

【保有株券等の数】

	法第27条の23 第3項本文	法第27条の23 第3項第1号	法第27条の23 第3項第2号
株券又は投資証券等(株・口)	126,906,000		
新株予約権証券又は新投資口予約権証券等 (株・口)	A	-	H
新株予約権付社債券(株)	B	-	I
対象有価証券カバードワラント	C		J
株券預託証券			
株券関連預託証券	D		K
株券信託受益証券			
株券関連信託受益証券	E		L
対象有価証券償還社債	F		M
他社株等転換株券	G		N
合計(株・口)	O 126,906,000	P	Q
信用取引により譲渡したことにより 控除する株券等の数	R		
共同保有者間で引渡請求権等の権利が 存在するものとして控除する株券等の数	S		
保有株券等の数(総数) (O+P+Q-R-S)	T		126,906,000
保有潜在株券等の数 (A+B+C+D+E+F+G+H+I+J+K+L+M+N)	U		

【株券等保有割合】

発行済株式等総数(株・口) (平成30年1月19日現在)	V	325,402,443
上記提出者の株券等保有割合(%) (T/(U+V)×100)		39.00
直前の報告書に記載された 株券等保有割合(%)		39.00

(5) 【当該株券等の発行者の発行する株券等に関する最近60日間の取得又は処分の状況】

年月日	株券等の種類	数量	割合	市場内外取引の別	取得又は処分の別	単価

(6) 【当該株券等に関する担保契約等重要な契約】

ゴー・ハップジン氏（「Goh氏」）が代表者を務めるWuthelam Holdings Ltd.（「Wuthelam社」）、Goh氏（Wuthelam社と併せて「Wuthelam社ら」）及び日本ペイントホールディングス株式会社（旧「日本ペイント株式会社」。「発行者」）との間で締結された平成26年2月3日付の戦略的提携に関する基本合意書（「本基本合意書」）においては、Wuthelam社ら及びWuthelamグループ等（Wuthelam社ら及びWuthelam社の子会社並びにWuthelam社らが実質的に支配する者の総称で、ニブシー・インターナショナル・リミテッド（「NIL」）を含みます。以下同じ。）が、発行者株式の全部又は一部について譲渡又は承継等を行うおとす場合には、一定の手続に従って、発行者が自ら又は第三者を売却先に指定できる先買権を有することが合意されています。但し、Wuthelam社ら及びWuthelamグループ等の保有又は取得に係る発行者株式をWuthelam社及び同社の子会社との間又は同社の子会社相互間で譲渡する場合は、この限りではありません。

また、Wuthelamグループ等がUnited Overseas Bank Limited（「UOB社」）から借入を行うに当たり、UOB社に対する当該借入債務を担保するため、発行者の同意を得た上で、NILとUOB社との間の平成28年7月25日付担保設定契約

（Security Agreement）に基づき、NILの保有する発行者株式16,400,000株に対し、UOB社のために担保権が設定されました。当該担保権は、同契約の準拠法であるスイス法に基づき設定されたものであり、同契約に従い、UOBとNILとの間で別途合意の上、NILの保有する残りの発行者株式のうち60,000,000株を超える株式を限度として、追加の担保権の設定がなされることがあります。なお、当該担保権の実行に際して、発行者株式の処分が市場内取引（但し、立会外取引を除く。）により行われる場合には、発行者の有する上記先買権は適用されないことにつき、発行者の確認が得られております。他方、当該担保権の実行に際して立会外取引又は市場外取引により発行者株式を処分しようとする場合には、当該株式は、発行者の有する上記先買権の対象となります。

(7) 【保有株券等の取得資金】

【取得資金の内訳】

自己資金額（W）（千円）	126,049,421
借入金額計（X）（千円）	100,000,000
その他金額計（Y）（千円）	
上記（Y）の内訳	
取得資金合計（千円）（W+X+Y）	226,049,421

【借入金の内訳】

名称（支店名）	業種	代表者氏名	所在地	借入目的	金額（千円）
DBSバンク・エルティディ（DBS Bank Ltd）（本店）	銀行	オン・ビー・ワー（Ong Bee Wah）	シンガポール 018982 マリーナ・ブルバード 12、マリーナ・ベイ・フィナンシャル・センター・タワー 3	2	100,000,000

【借入先の名称等】

名称（支店名）	代表者氏名	所在地